



令和 8 年 8 月 28 日
鹿児島行政監視行政相談センター

令和 8 年度「暮らしのなんでも行政相談所」の開設について

総務省の「行政相談」は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

総務省では、行政相談制度を広く国民の皆様にご利用いただけるよう、毎年 9 月から 10 月の 2 か月間を「行政相談月間」とし、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。

鹿児島行政監視行政相談センターでは、行政相談月間に合わせ、行政機関や専門家が一堂に会し、ワンストップでご相談に応じる「暮らしのなんでも行政相談所」を開設します(詳細は別紙参照)。

担当：重松

電話：099-224-3247（代表）

Mail：kagos30@soumu.go.jp

(別紙)



くらしの中に

総務省

暮らしの なんでも 行政相談所



完全
予約制

相談
無料

秘密
厳守

完全予約制のため、
当日の相談は受け付けられません。

必ず予約期間内にお電話でご予約ください。



日時
(受付時間)

令和8年 **10月20日(火)**
12:00~15:00



場所

山形屋1号館 7階社交室
(鹿児島市金生町3番1号)



予約
期間

10月6日(火)~9日(金)
9:00~16:45



相談
時間

1機関につき**25分まで**

参加機関(予定)

・鹿児島地方法務局
・熊本国税局
・鹿児島北年金事務所
・鹿児島県
・鹿児島市

・弁護士
・司法書士
・行政書士
・行政相談委員
・鹿児島行政監視
行政相談センター

こんなご相談に応じます

- **登記**の義務化、**土地の寄贈**制度について知りたい。
- **遺言書**の書き方、遺産の分け方について教えてほしい。
- 両親の**介護**に当たって、どのようなサービスがあるのか知りたい。
- **年金**を受け取るための手続きを教えてほしい。
- **相続・贈与**の手続きや、税額がいくらになるか知りたい。
- **離婚、近隣問題**のことで相談したい。
- 将来のことが不安、**成年後見制度**について知りたい。

問合せ・予約先

総務省 鹿児島行政監視行政相談センター



TEL **099-224-3247**

◎ご予約は上記の期間内にお電話をお願いします。

住所

鹿児島市浜町2-5-1(鹿児島港湾合同庁舎5階)



行政相談マスコット
キクーン